

更新時講習等に使用する教本の売買契約に係る入札説明資料

(内 訳)

入 札 説 明 書 (別添1)

仕 様 書 (別添2)

入札保証金説明書 (別添3)

契 約 書 (別添4)

留意事項

- 質問事項については、F A Xにて警察本部交通部運転免許管理課あて御提出願います。
- 質問事項への回答については、電話にて行う予定です。

【問合せ先】

〒901-0225

沖縄県豊見城市字豊崎3番22

沖縄県警察本部交通部運転免許管理課

電話番号 098-851-1000 (内線:575)

F A X 098-851-0111

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約名  
更新時講習等に使用する教本の売買（単価契約）
- (2) 調達物品  
更新時講習等に使用する教本
- (3) 調達物品の仕様等  
別添仕様書「更新時講習等に使用する教本仕様書」のとおり
- (4) 購入予定数量  
181,117 部
- (5) 契約期間  
契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (6) 納入場所

ア	沖縄県豊見城市字豊崎 3 番地 22	沖縄県警察運転免許センター
イ	沖縄県沖縄市南桃原 4 丁目 27 番 22 号	沖縄県警察運転免許センター中部支所
ウ	沖縄県名護市東江 5 丁目 20 番 5 号	沖縄県警察運転免許センター北部支所
エ	沖縄県宮古島市平良字下里 3107 番地 4	沖縄県警察運転免許センター宮古支所
オ	沖縄県石垣市字平得 343 番地の 2	沖縄県警察運転免許センター八重山支所

## 2 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 沖縄県競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者
  - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）又は暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
  - イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしているとき。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (4) 仕様書に適合すること。

## 3 入札参加のための確認申請、一般競争入札参加資格登録申請に関する事項

本競争入札に参加を希望する者は、2(1)から(4)までに記載する要件を満たしているかの認定を受け、下記に掲げる書類を提出しなければならない。なお、期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果、要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

## (1) 提出書類及び提出方法

次に掲げる書類を持参又は書留郵便により、(3)に掲げる場所に提出すること。

- ア 一般競争入札参加資格登録申請書（別紙 1）
- イ 沖縄県競争入札参加資格者証の写し
- ウ 誓約書（別紙 2）
- エ 個人にあっては、現在事項全部証明書
- オ 納品しようとする物品のサンプル
- カ 暴力団排除に関する誓約書（別紙 3）

(2) 提出期間

公告の日から令和6年5月10日（金）の午前8時30分から午後5時まで（閉庁日を除く。）に提出すること。郵送の場合は、この期限内に必着すること。

(3) 提出場所

〒901-0225 豊見城市字豊崎3番地22  
沖縄県警察本部交通部運転免許管理課講習係 電話番号098-851-1000（内線575）

4 入札参加資格の有効期間

入札参加の資格を付与された日から令和7年3月31日までとする。

5 入札参加資格に係る登録事項の変更

入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 資本金、基本金その他これらに準ずる資産の額

(6) 電話番号

6 入札方法等

(1) 入札金額は、本調達物品購入にかかる一冊当たりの単価に予定数量をかけたものとする（配送費等納品に要する一切の費用を含む。）。

(2) 入札書の提出期限及び場所

ア 提出期限

令和6年5月15日（水）

イ 提出場所

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部警務部会計課（用度係）

(3) 開札の日時及び場所

ア 開札の日時

令和6年5月16日（木）午後2時00分

イ 開札の場所

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部1階 警察資料室

(4) 入札書の提出方法

ア 直接提出する場合

封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『令和6年5月16日開札「令和6年度更新時講習等に使用する教本の売買」の入札書在中』と朱書きしなければならない。

イ 郵送（書留郵便又はこれに準ずるものに限る。）による場合

二重封筒とし、表封筒に『令和6年5月16日開札「令和6年度更新時講習等に使用する教本の売買」の入札書在中』と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、上記(2)イ宛てに入札書の提出期限までに到着するように送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることはできない。

エ 再度の入札を行う入札者にあっては、(3)の日時及び場所に再入札書を持参しなければならない。

オ 入札書の提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) 開札の方法

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において代理人が行う場合は、別紙「委任状」の提出をしなければならない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

エ 入札者又はその代理人は、特にやむを得ない事情がある場合のほか、開札場を退室することができない。

#### 7 入札参加資格の適用範囲

この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する更新時講習等に使用する教本の売買に係る一般競争入札に限り、適用する。

#### 8 入札保証金に関する事項

「入札保証金について」のとおり。

#### 9 最低制限価格

設定しない。

#### 10 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の単価をもって申込みをした者を落札者とする（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者及びくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。

(3) 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

#### 11 入札執行人及び立会人

(1) 入札執行人 沖縄県警察本部警務部会計課職員

(2) 立会人 沖縄県警察本部交通部運転免許管理課職員

#### 12 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課・交通部運転免許管理課

(2) 所在地 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（会計課）

沖縄県豊見城市字豊崎3番22（運転免許管理課）

#### 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は再度の入札に加わることができない。（ただし(4)及び(5)に該当する場合を除く。）

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人物が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 談合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

(9) 入札書の表記金額と内訳が一致しない入札

#### 14 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)または(2)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする履行保証保険契約（保険金額については、上記契約保証金に準じた額とし、定額てん補とする。）を締結し、その証書を提出したとき。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2件以上の契約を全て確実に履行したことを証明する書類を提出したとき。

#### 15 その他

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額（当該金額に「銭」未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

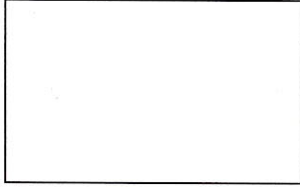
# 委任状

私は 〃 を代理人と定め、下記の入札に関する一切の  
権限を委任します。

1 入札の目的

更新時講習等に使用する教本の売買

2 代理人使用印鑑



令和 年 月 日

住 所  
委 任 者 商 号 印  
氏 名

沖縄県知事 玉城康裕 殿

様式第56号 (その1)

入札書 (工事を除く)

入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札の目的	更新時講習等に使用する教本の売買								
引渡の場所	指定場所								
引渡の期限	令和7年3月31日								
引渡の方法	直接渡し								
入札保証金額									
内 容									
品名	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考				
更新時講習等に使用する 教本		181,117冊							
合 計									

上記金額にその100分の10に相当する金額を加算した金額（当該額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって納入したいのでご呈示の設計書、仕様書、契約条項及び財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）並びにご指示の事項を承知して入札いたします。

令和 年 月 日

入 札 者 住 所  
商 号  
氏 名 印  
代理人 印

沖縄県知事 玉城 康 裕 殿

別紙 1

一般競争入札参加資格者登録申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者

所在地

名称又は商号

代表者氏名

印

電話番号

貴県が行う道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第11号に掲げる更新時講習及び第108条の2第2項に掲げる特定任意講習に用いる教本の売買契約に係る一般競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて一般競争入札参加資格者の登録を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。



別紙2

令和 年 月 日

誓約書

沖縄県知事 殿

住 所  
法 人 名  
代表者名

印

下記の競争入札に関し、入札に参加した他者との間に資本関係又は人的関係がないことを誓約します。

なお、契約後に虚偽が判明した場合には、契約を解除されても異議はありません。

記

更新時講習等に使用する教本の売買

別添

令和 年 月 日

労働条件誓約書

沖縄県知事 殿

住 所  
法 人 名  
代表者名

印

「更新時講習等に使用する教本の売買」の一般競争入札への参加申請を行うにあたり、下記のことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 2 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- 3 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- 4 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。
- 5 雇用する勤労者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- 6 労働関連法令を厳守していること。

※添付書類

別添「参加資格要件確認書類」

(誓約事項項目 6 関係)

主な労働関係法令

- 1 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- 2 労働契約法（平成19年法律第128号）
- 3 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- 4 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- 5 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- 6 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う派遣労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）
- 7 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 8 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- 9 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）
- 10 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- 11 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- 12 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）
- 13 健康保険法（大正11年法律第70号）
- 14 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

令和 年 月 日

社会保険に加入義務がないことについての申出書

沖縄県知事 殿

住 所  
法 人 名  
代表者名

印

社会保険に加入義務がない理由は、下記のとおりです。

記

1 労働保険に加入義務がない理由

(該当する□に「レ」を記入するか黒塗りしてください。)

- 従業員がいないため（個人事業主で、事業主しかいない場合、または法人で取締役のみの事業所で構成される場合等）
- 出向者のみで構成されており、出向元で加入しているため
- その他（理由を枠内に記入してください。)
- ※ 従業員1人以上使用しているすべての事業所に加入義務があります。  
(詳細は、労災保険関係についてはお近くの動労基準監督署、雇用保険関係や被保険者となるかのお問い合わせ等についてはお近くの公共職業安定所まで御確認ください。)

2 健康保険及び厚生年金保険に加入義務のない理由

(該当する理由の□に「レ」を記入するか黒塗りしてください。)

- 常時使用する従業員が5人未満の個人の事業所のため
- 出向者のみで構成されており、出向元で加入しているため
- その他（理由を枠内に記入してください。)
- ※ 法人の事業所の場合、または個人の事業所で常時5人以上の従業員を使用している場合は加入義務があります。(詳しくはお近くの年金事務所まで御確認ください。)

沖 縄 県 知 事 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴殿の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供すること並びにこれらの情報を契約等における身分確認に利用することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
  - (1) 契約の相手方として不適当な場合
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
    - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて発注者又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。